

7 監許 第48号
令和7年5月9日

長建工業（株）

代表取締役
古谷 和行 様

長崎県知事 大石 賢吾

一般建設業の許可について（通知）

令和 7年 4月 10日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	長 崎 県 知 事	許 可（ 般 一 7 ） 第	2973 号
許 可 の 有 効 期 間	令 和 7 年 6 月 6 日 から	令 和 12 年 6 月 5 日 まで	
建 設 業 の 種 類			

建築工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
水道施設工事業

とび・土工工事業
管工事業
舗装工事業
防水工事業
建具工事業
解体工事業

注） 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限；令和12年 5月 6日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）

7 監許 第48号
令和7年5月9日

長建工業（株）

代表取締役
古谷 和行 様

長崎県知事 大石 賢吾

特定建設業の許可について（通知）

令和 7年 4月 10日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	長 崎 県 知 事 許 可（ 特 ー 7 ） 第 2973 号
許 可 の 有 効 期 間	令和 7年 6月 6日 から 令和 12年 6月 5日 まで
建 設 業 の 種 類	
	土木工事業

注） 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ； 令和12年 5月 6日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）